

## 八戸工業大学工作技術センター利用規程

制定 平成 30 年 2 月 19 日 (工作技術センター運営委員会)

### (目的)

**第1条** この規程は、八戸工業大学工作技術センター（以下「センター」という。）の利用について定める。

### (利用資格)

**第2条** センターを利用する者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) センター所長が認めた者

### (利用時間)

**第3条** センターを利用する時間は、実習に関わる時間を除く稼働日の 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時までとする。

### (利用手続き)

**第4条** 実験装置等の製作や改良のために、センターの利用を希望する者は、事前に利用申請に関する書類を提出し、センター所長の許可を得るものとする。

### (利用の制限)

**第5条** センターの利用者は、本規程及び安全等に関する事項を遵守しなければならない。

- 2 センター所長は、本規程等を遵守しなかった者に対して、センター利用停止を命じることができる。
- 3 センター利用の際に生じた結果に対しては、学生の場合は担当教職員の責任、教職員の場合は自己責任とする。

### (安全)

**第6条** センター利用に関する安全の確保等に必要な事項については別に定める。

### (雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、センター利用に関する必要な事項は、センター所長が定める。

### (改廃)

**第8条** この規程の改廃は、工作技術センター運営委員会の議を経てセンター所長が決定する。

### 附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 19 日から施行する。